

「Eメール、FAXによる電子交付サービス取扱約款」の新旧対照表

2020年3月26日

(変更箇所は下線で示しております)

改定後（新）	改定前（旧）
<p>第5条 本サービスにおける取扱い</p> <p>お客様は、本サービスについて、次の取扱いに同意するものとします。</p> <p>(1) 電磁的方法により作成した書面の電子交付は、対象書面の作成基準日が本サービスの利用期間中であること</p> <p>(2) 紙媒体により交付された対象書面（本サービス利用開始前に作成基準日が到来し紙媒体で交付することが確定している書面を含む。）について、原則、電子交付による再交付は行われないこと</p> <p>(3) 当社が合理的と判断した場合には、本サービスの利用期間中であっても対象書面を電子交付せずに、紙媒体により交付すること</p>	<p>第5条 本サービスにおける取扱い</p> <p>お客様は、本サービスについて、次の取扱いに同意するものとします。</p> <p>(1) 電磁的方法により作成した書面（以下「<u>電子書面</u>」といいます。）の電子交付は、対象書面の作成基準日が本サービスの利用期間中であること</p> <p>(2) 紙媒体により交付された対象書面（本サービス利用開始前に作成基準日が到来し紙媒体で交付することが確定している書面を含む。）について、原則、電子交付による再交付は行われないこと</p> <p>(3) 当社が合理的と判断した場合には、本サービスの利用期間中であっても対象書面を電子交付せずに、紙媒体により交付すること</p>
<p>第7条 解除</p> <p>1. 本サービスは、次の各号に該当する場合には、解除されるものとします。</p> <p>(1) お客様から本サービスを解除する旨の申し出があった場合</p> <p>(2) <u>本サービスに関連する口座が廃止された場合</u></p> <p>(3) <u>次に掲げるいずれかの事由その他の止むを得ない事由により当社が本サービスの解除を申し出た場合</u></p> <p>イ <u>お客様が第4条第1項各号または同条第2項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき</u></p> <p>ロ <u>お客様が第4条第3項に定める本サービスの申込みの際に虚偽の申告を行っていたことが判明したとき</u></p> <p>(4) 当社が<u>定める方法</u>（当社のホームページにおける公表を含む。）により当</p>	<p>第7条 解除</p> <p>1. 本サービスは、次の各号に該当する場合には、解除されるものとします。</p> <p>(1) お客様から本サービスを解除する旨の申し出があった場合</p> <p>(2) 口座が廃止された場合</p> <p>(3) 止むを得ない事由により当社が本サービスの解除を申し出た場合</p> <p>(4) 当社が<u>本サービスを終了</u>した場合</p>

<p><u>社が全てのお客様について本サービスの提供を終了する旨および当該終了日について事前に周知した場合</u></p>	
<p>第8条 免責事項</p> <p>当社は、次に掲げる場合にお客様に生じた損害について、一切その責めを負わないものとします。</p> <p>(1)お客様が、本サービスの利用申込に際して、虚偽の申告又は第4条1項及び2項に反し当社に申込みを行ったことにより生じた損害</p> <p>(2)通信回線、通信機器、コンピュータシステム及び機器等の障害による電子交付の遅延、誤作動、不能により生じた損害。ただし、<u>当社の責めに帰すべき事由</u>により生じた損害については、この限りではありません。</p>	<p>第8条 免責事項</p> <p>当社は、次に掲げる場合にお客様に生じた損害について、一切その責めを負わないものとします。</p> <p>(1)お客様が、本サービスの利用申込に際して、虚偽の申告又は第4条1項及び2項に反し当社に申込みを行ったことにより生じた損害</p> <p>(2)通信回線、通信機器、コンピュータシステム及び機器等の障害による電子交付の遅延、誤作動、不能により生じた損害。ただし、<u>当社の故意又は重大な過失</u>により生じた損害については、この限りではありません。</p>
<p>第9条 他の規程・約款との関係</p> <p>この約款に定めのない事項については、証券取引約款及び外国証券取引口座約款により取り扱います。なお、<u>本取扱約款が適用される場合（メモリー機能を有しないファクシミリ装置を利用するFAX交付を除きます。）</u>には、証券取引約款及び外国証券取引口座約款における書面の郵送等に関する部分は、電子交付によるものと読み替えるものとします。</p>	<p>第9条 他の規程・約款との関係</p> <p>この約款に定めのない事項については、証券取引約款及び外国証券取引口座約款により取り扱います。なお、証券取引約款及び外国証券取引口座約款における書面の郵送等に関する部分は、電子交付によるものと読み替えるものとします。</p>
<p>第10条 本取扱約款の変更</p> <p><u>本取扱約款は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用その他相当の方法により周知いたします。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	<p>第10条 本取扱約款の変更</p> <p><u>1. この約款は、法令諸規則の変更、監督官庁の指示、社会経済情勢の変動その他本サービスを提供していく上で必要が生じたと当社が判断したときは、変更されることがあります。</u></p> <p><u>2. 前項に基づき本取扱約款を変更した場合、当社は、当社の定める方法（インターネットによる告知を含む。）によりお客様に告知いたします。当社は、当社からの告知の後、お客様が当社とお取引をした時点をもって、お客様</u></p>

	が本取扱約款の変更に同意したものとして取り扱います。
(2020年4月改定)	(2011年4月)

以上